

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	伊江村

伊江村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 : 伊江村役場 農林水産課
所 在 地 : 沖縄県国頭郡伊江村字東江前 38 番地
電 話 番 号 : 0980-49-3161
F A X 番 号 : 0980-49-5601
メールアドレス : ienousui@vill. ie. lg. jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	沖縄県国頭郡伊江村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス類	落花生	2.3a : 32,200 円
	子牛	1 頭 : 634,380 円
	牛舎内の飼料等	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

カラス類
1. 生息状況 : 村内保安林や城山等を中心とした樹木の密集地に生息している。 生息場所から、日中は村内全域を飛び回り、落花生等の耕種品目及び出産後間もない子牛等が襲撃されるなどの被害がある。
2. 被害発生時期 ①落花生等の定植期から収穫時期にかけて被害が発生している。 ②子牛が産まれて間もない時期
3. 発生場所 村内の住宅街以外に圃場や畜舎があるため、圃場や畜舎がある場所全域で被害の可能性がある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
被害面積(耕種)	7.6a	3.8a（50%減）
被害金額(耕種)	32,200 円	16,100 円（50%減）
被害頭数(畜産)	1 頭	0 頭（100%減）
被害金額(畜産)	634,380 円	0 円（100%減）

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	カラス類 猟友会に所属する従事者へ委託契約を締結し、月3回から4回程度、空気銃を用いて駆除を実施している。	カラス類の繁殖や村外からの飛来により、年々増加しているが、受託者が1名のため、駆除がおいついておらず、農作物等への被害が懸念される。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

・空気銃駆除を定期的実施し、被害軽減に努める。 また、村内においても猟銃等の所持資格者が存在するため、今後は猟友会等の関係機関への手続きした上で、従事者の増員に努め被害軽減を図る。 ・落花生における被害対策として、植付前の種に「キヒゲン R2 フロアブル」をまぶすことで、カラスの忌避効果があるため、被害防止策として生産農家が使用するように普及・促進を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ①伊江村長が委託する従事者と連携を図り、カラス類の駆除及び農作物等の被害軽減を図る。
- ②伊江村鳥獣被害防止対策協議会を鳥獣被害対策や安全対策等に関する事項の協議・決定する機関として位置付ける。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	カラス類	・関係機関と連携し被害等の情報収集を実施 ・受託者と連携し空気銃を用いて駆除を実施
令和7年度	カラス類	・関係機関と連携し被害等の情報収集を実施 ・受託者と連携し空気銃を用いて駆除を実施
令和8年度	カラス類	・関係機関と連携し被害等の情報収集を実施 ・受託者と連携し空気銃を用いて駆除を実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
カラス類 ・令和2年度 124羽 ・令和3年度 118羽 ・令和4年度 125羽 ・令和5年度 112羽 ※令和6年1月末現在 上記のとおり、従事者1人におけるカラス類の駆除数は、年間平均で約120羽となっている。今後においては、駆除従事者の3名体制で実施し、駆除数も約3倍程度になると想定され、農作物や畜産への被害も大幅に減少するものと考えられる。 カラス類においては、繁殖や沖縄本島から飛来し増加しているため、引き続き定期的に駆除を実施していく必要がある。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カラス類	120羽	360羽	360羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

空気銃による駆除等を実施する必要性及びその取組内容	
駆除手段	空気銃を用いて安全面を十分に考慮した上での活動
駆除時期	通年(月3～4日程度)
駆除予定場所	伊江村内全域

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
沖縄県伊江村	カラス類

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	カラス類	農作物や畜舎開口部に、侵入防止となる網などを設置するよう協力を促す。
令和7年度	カラス類	農作物や畜舎開口部に、侵入防止となる網などを設置するよう協力を促す。
令和8年度	カラス類	農作物や畜舎開口部に、侵入防止となる網などを設置するよう協力を促す。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

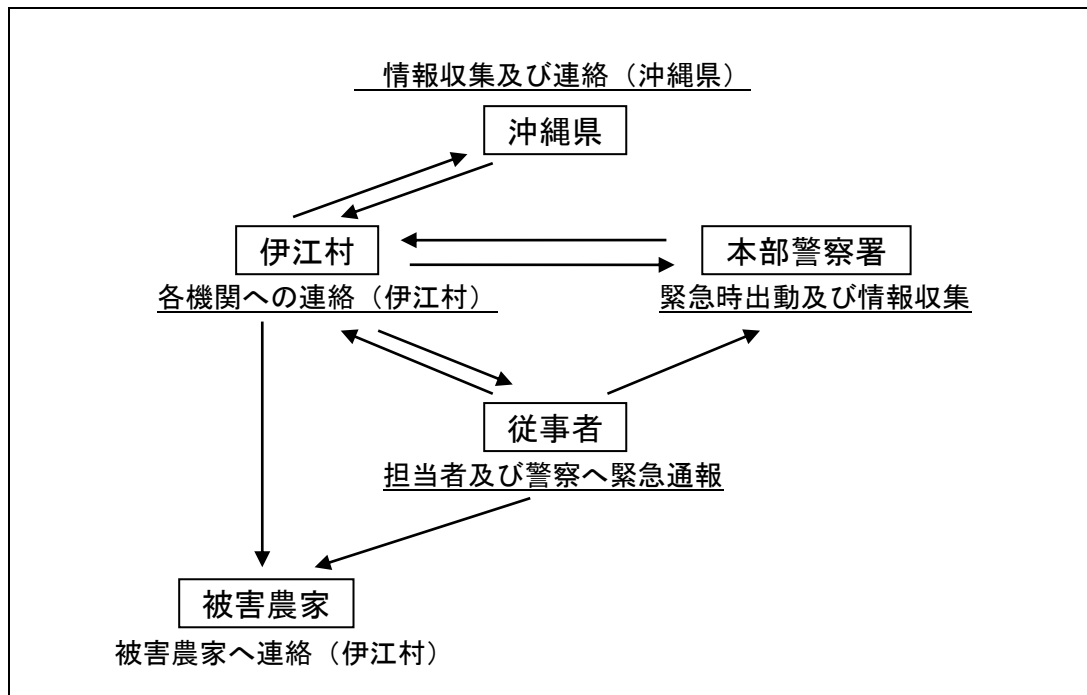
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊江村農林水産課	農家や関係機関等への情報収集・情報提供、活動時における各区及び村民への活動連絡
伊江村鳥獣被害防止対策協議会	農家や関係機関等への情報収集・情報提供
本部警察署 伊江・川平駐在	情報提供・対策指導・対策
沖縄県	情報提供・対策指導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

従事者の責任において、村施設の EC センターにおいて焼却処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

カラス類

食品として利用に適さない事から困難である。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
伊江村農林水産課	伊江村鳥獣被害防止計画の作成等。 駆除従事者等との連携。
伊江村農業委員会	生産者からの情報収集及び情報提供
JA おきなわ伊江支店	生産者からの情報収集及び鳥獣被害等の調査
伊江村区長会	区民への情報提供及び情報収集
駆除従事者	有害鳥獣の駆除及び焼却処分 有資格者の担い手育成 生産者からの情報収集及び情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
本部警察署 村駐在	伊江村農林水産課及び駆除従事者等と連携 (駆除に伴う被害及び安全管理等)

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策に係る駆除従事者に関する事項

村内の農作物や畜産への被害を軽減もしくは根絶するため、伊江村役場農林水産課は関係機関や農家と常時連携し、被害の調査及び警戒に努め、駆除従事者においては、村長の許可を受け年間を通して駆除を実施する。
駆除従事者は、狩猟免状、狩猟者登録証、銃器所持の許可証を取得している者に限り3名程度の体制で行う。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

村民及び農家、関係機関との情報交換の実施

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

駆除従事者と連携し、被害地域や生息地域の情報交換を実施

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。